

3. 東京都居住支援特別手当事業

よくあるご質問

Q1

居住支援特別手当の対象となる職員の要件を教えてください。

A1

対象となる職員の要件は以下の通りです。

- ・東京都内の障害福祉サービス、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援、障害児通所支援及び障害児相談支援並びに障害児入所支援を行う施設及び事業所を運営する法人から直接雇用を受け、当該事業所で勤務する職員であること
- ・福祉・介護職員としての業務にかかる所定労働時間が週 20 時間以上もしくは月 80 時間以上であること
- ・勤務形態(常勤職員又は非常勤職員並びに専従又は兼務)は問わない。

Q2

「所定労働時間週 20 時間以上」の考え方(計算方法)を教えてください。

A2

人員配置基準上、支給対象職種(福祉・介護職員)として配置されている必要があるほか、下記のとおりとなります。

- ①雇用契約上、所定労働時間 20 時間(月 80 時間)以上と定めている場合:すべて対象になります。実労働時間は問いません。
- ②雇用契約上、所定労働時間の定めが週 20 時間(月 80 時間)未満の場合:実労働時間が所定労働時間どおりの場合は対象外ですが、週 20 時間以上又は月 80 時間以上の月は対象となります。
- ③所定労働時間を定めていない場合:実労働時間が週 20 時間(月 80 時間)以上かどうかで判断します。実労働時間は、人員配置基準上、支給対象職種(福祉・介護職員)として配置されている時間により算出します。

Q3

居住支援特別手当の対象となる障害福祉サービス等事業所に勤務する福祉・介護職員の職種を教えてください。

A2

本事業の対象職種は、直接支援及び相談支援の業務に従事する者(※)、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者です。

※ ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員、相談支援専門員等

Q4

居住支援特別手当となっていますが、職員の居住形態に条件はありますか。

A2

通常の住宅手当とは異なり、居住の形態にかかわらず、一定程度福祉・介護職員として仕事をしている職員はすべて対象となります。

Q5

都外に居住している職員も対象となりますか。

A2

都内の対象となる事業所へ勤務していれば、職員の居住地は問わず対象になります。

Q6

この居住支援特別手当は時間外労働などの割増賃金の基礎となる賃金として扱うものですか。

A2

今回の居住支援特別手当は、住居の形態に関わらず、一律に定額で支給するものであるため、割増賃金の基礎となる賃金となります。

Q7

東京都の居住支援手当事業が廃止した後も、手当として加算された分を維持していく必要がありますか。

A2

本事業は介護職員等の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、都が実施するものであり、お問い合わせいただいたような内容まで法人に求めることは想定しておりません。

Q8

給与規程はどのような文言にすれば良いですか。

A2

文言は法人においてご検討いただくこととなりますが、次の①から③までを盛り込んでください。

①「居住支援特別手当」の創設

②「東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」又は「東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」の運用に準拠し支給すること

③具体的な支給額

Q9

従業員が10名未満ですが、各職員との労働条件通知書(雇用契約書)に手当の支給に関する規定を追加すればよいでしょうか。

A2

ご認識のとおりです。なお、労働条件通知書には、手当の支給金額のほかに、「この手当は、『東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業交付要綱』に準拠し支給するものとする」旨を記載されるのが望ましいです。

Q10

居住支援手当事業補助金の申請者は誰になりますか。

A2

居住支援特別手当は法人が給与規程(就業規則)に規定し、職員へ支給するものであるため、法人から都に補助金を申請していただきます。職員の方個人での申請や事業所ごとの申請はできません。

Q11

補助金申請時点で今後採用予定の人の分は申請できますか。

A2

採用予定の人の分も見込んで申請してください。採用できずに支払わなかった分は実績報告の際に返金していただくことになります。

Q12

予定より多くの方が採用でき、最初に申請した分では足りなくなりそうなのですが、どうすればよいですか。

A2

当初の交付金額では不足する見込みの事業所を対象に、1月以降に変更交付申請を受け付ける予定です。

Q13

ダウンロード資料やFAQで疑問が解消されない場合、事業者固有のケースを相談をしたい場合はどうすればよいですか。

A2

まずは事務局にお電話またはお問合せフォームからご連絡ください。個別にオンライン相談も承ります。

Q14

紙の郵送書類が多いため、今後、webでも申請できませんか。

お問い合わせ

03-4500-0111

(9:00~17:30)

【開設期間】令和6年6月3日(月)~令和7年3月31日(月)

※土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始(令和6年12月29日~令和7年1月3日)は除く

FAQ チャットボットはこちら

お問い合わせフォームはこちら

東京都居住支援特別手当事務局【受託事業者 株式会社パソナ】